

第五十三号議案

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「二人」を「一人」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項中「前項第一号及び第三号」を「前項第二号」に改める。

第十一条第一項ただし書中「第十二条」を「次条」に改める。

第十四条中「なくても」を「なく」に、「十四・六パーセント」を「五パーセント」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに返還すべき看護師等修学資金に係る延滞利子の計算については、この条例による改正後の東京都看護師等修学資金貸与条例第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

看護師等修学資金貸与事業の充実を図るため、連帯保証人に係る規定を改めるとともに、延滞利子の利率を引き下げる必要がある。